

# 1

## 手帳

### 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳とは、交付を受けられた方に対し、各方面の協力により各種のサービスが提供されることを促進し、精神障害者の社会復帰、社会参加の促進を図ることを目的として交付されるものです。

障害の程度の重いものから順に、1級、2級、3級となります。

#### 対象者

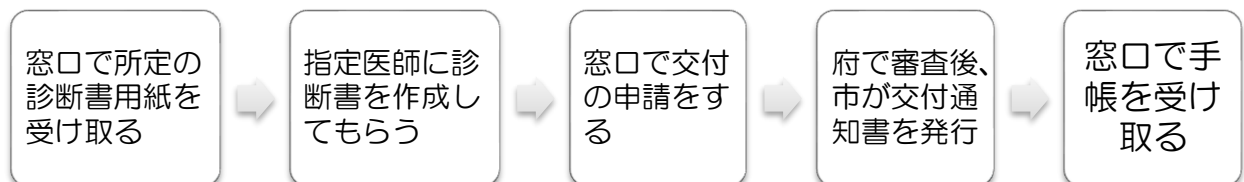
精神障害のために長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方が対象となります。

※知的障害者は除きます。

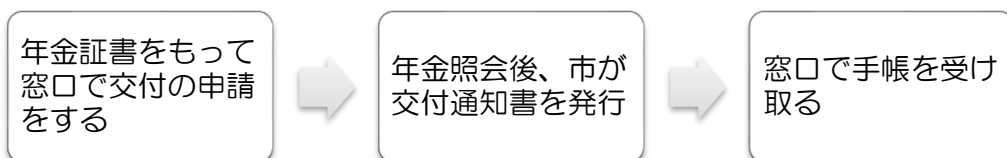
#### 手続きの流れ

交付申請方法は2通りあります。

##### 【診断書による申請】



##### 【年金証書(障害年金)による申請】



#### 窓 口

障害福祉課

#### 手続きに必要なもの

次ページを参照

		申請書	手帳(写)	写真(たて4cmよこ3cm)	手帳用診断書(A3版)	障害年金証書(写)	年金裁定通知書(写)	振込み(支払)通知書(写)	同意書 (社会保険事務所照会用)	記載事項変更届	再交付申請書	マイナンバー	身分証明書	
						※無い場合はいずれか一つ								
新規	診断書	○		○	○							○	○	
	年金証書	○		○		○	○	○	○			○	○	
更新	診断書	○	○	○	○									
	年金証書	○	○	○		○	○	○	○					
障害等級変更	診断書	○	○	○	○									
	年金証書	○	○	○		○	○	○	○					
転入 (他府県を含む寝屋川市外からの転入)		○	○	○	△	△			△			○	○	
再交付			△汚損・破損の場合	○							○			
氏名・市内転居の住所等の変更			原本○	手帳の原本を訂正しますので、手帳を持参してください					○					

※身分証明書(写真つき:1つ)(写真無し:健康保険証等の公的証明2つ以上)代理人の場合は委任状が必要です。